

牛トレーサビリティ法遵守の徹底をお願いします！

本年9月、熊本県内の酪農家2戸及び佐賀県の酪農家1戸が事実と異なる出生日を届け出ていることが判明し、農林水産省九州農政局から正しい届出や改善を求める催告を受けました。

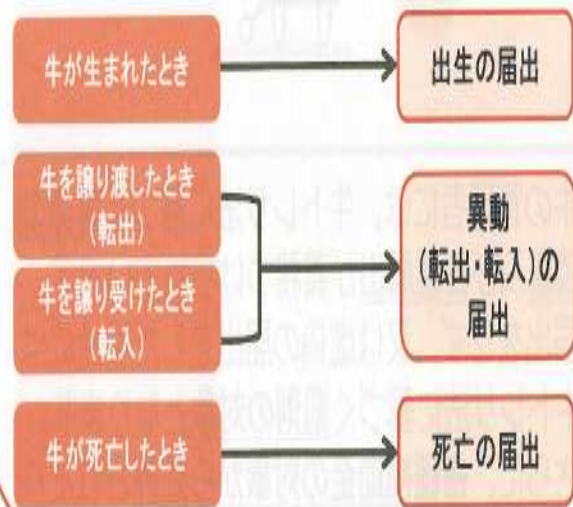
同様の事案は、昨年11月及び本年7月にも判明しており違反が後を絶ちません。

届出義務違反は、牛トレーサビリティ制度に対する消費者をはじめ関係者の信頼を揺るがすものであり、あってはならない行為です。

牛の出生や異動の届出は、**速やか**、**かつ**、**正確**に行いましょう。



こんなときは、**家畜改良センターに届出が必要です！**



**出生年月日や品種などを偽って届出した場合、
行政処分や罰則の対象になったり
補助事業に参加できなくなることがあります！**

家畜の病気に関するお問合わせは山梨県東部家畜保健衛生所まで
電話・・・055-262-3166 FAX・・・055-262-3108
夜間の連絡は・・・090-5535-8005
土日・休日の連絡は・・・090-5535-8005 または090-5544-7868